

【研修生の受入れ人数枠】

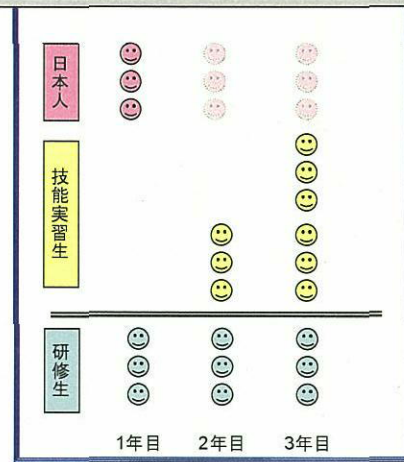
・ 研修生の新規受入れ人数は、入管法に基づく基準省令において、受入れ企業の常勤職員の5%までと規定されている。団体監理型については、受入れ枠が緩和されており、3～50人以下の企業では毎年研修生3人まで新規受入れ可能である。つまり、日本人従業員が3人いれば、研修生・実習生合わせて3年間で9人まで受け入れられる。また、実習生は常勤職員数にカウントする取扱いになっているため、2年目以降は日本人がいなくても受入れが可能である。

【研修生受入れ人数の上限】

入管法に基づく基準省令において、受入れ企業の常勤職員1/20と規定されている。
また、基準省令第6号の特例告示においては、団体監理型の研修生の受入れ人数枠について、それぞれ受入れ企業の常勤職員数に従い上限が規定されている。

団体監理型における中小企業団体(B区分)傘下企業における受入れ人数のシミュレーション(従業員3～50名の企業における受入れのケース)

区分	第1次受入れ機関	受入れを行う企業等の常勤職員数	研修生の人数枠
A	企業単独型		常勤職員の5%以内
	民法第34条による社団・財団法人		
	職業訓練法人(財団法人)		
B	商工会義所、商工会	201人以上300人以下	15人
	中小企業団体	101人以上200人以下	10人
	職業訓練法人(社団法人)	51人以上100人以下	6人
		50人以下	3人
C	農業協同組合、農業技術協力を行う公益法人	農業を営む組合員	2人以下



加えて、総量コントロールの仕組みがないため、研修生・実習生の数があなご登りに増加しており、入国管理局やJITCOによる適正な管理が困難な状況になりつつある。

(実習体制の確保に向けた改革)

このため、中間報告で指摘したとおり、個々の事業場における受入れ人数の制限について、実習生の数に応じた実習指導体制(日本人従業員)を確保する観点から、新規受入れ人数(フローの人数)の制限に加え、具体的なストック面での制限(実習生と日本人従業員についての一定の比率)を設定することを具体的に検討する必要がある。

なお、このようなストック面での制限を設定した場合、例えば、縫製関係や農業において、現行に比べて受入れ人数が大幅に制限されるケースが生じうる。これらの産業については、実習体制の適正化と併せて、日本人の就業促進や職場環境の改善、事業の高度化、機械化等の施策を併せて推進していくことが必要となろう。